

一般社団法人日本臨床発達心理士会 職能職域委員会規程

(総則)

第1条 職能職域委員会(以下、本委員会)の設置は、一般社団法人日本臨床発達心理士会(以下、本会)定款第42条の委員会の設置が定めるところに依拠する。

(目的)

第2条 本委員会は、臨床発達心理士の職能と職域に係る問題を検討し、臨床発達心理士の職能の向上と職域の開拓を推進し、会員相互の交流を促進することにより、本会の健全な発展に寄与することを目的とする。

(委員)

第3条 本委員会は、委員若干名で組織する。

- 2 委員は、本会正会員の中から理事会が推薦し、理事長が委嘱する。
- 3 委員の任期は1期2年とし、再任を妨げない。
- 4 委員長は、本会正会員の中から理事会が推薦し、理事長が委嘱する。
- 5 委員長指名による副委員長を置き、委員長を補佐することができる。
- 6 委員長に事故があるときは、副委員長が職務を代行する。

(事業)

第4条 本委員会は第2条の目的を達成するために次の事業を行う。

- 一 会員動向調査(5年毎)
- 二 職能と職域開拓のための調査・研修
- 三 支部交流会
- 四 その他

(改廃)

第5条 本規程の改正は、理事会の決議を得るものとする。

- 2 本規程に定めるもののほか、本委員会の運営に関し必要な事項は本委員会において定める。

附 則

本規程は、2023年6月25日より施行する。